107862 田中 紀充
107865 山本 文彦
107891 成宮 康宏
215105 奥村 祐二
215204 北川 正樹
215256 高橋 有希
215314 松井 豊
215368 丸内 洋
215422 安井 路人
215463 川田 賢司
215504 吉田 稔
215526 瀬尾 安彦
301628 下山 悦男
301643 上本 憲嗣
301699 荒滝 俊政
301725 大西 健二
403455 岡崎 昌良
403520 武井 亜紀
403553 片山 和行
403581 林 雅哉
403592 三浦 成人
107863 藤田 和則
107890 河野 正治
215104 荏原 孝治
215106 粕谷 浩子
215252 高木 一成
215283 生田目康道
215339 山口 眞人
215397 浅井 真吾
215446 小谷 貞夫
215482 坪田 充弘
215512 辻本 由雄
215554 西田 徹
301632 青木 和夫
301664 小泉あずさ
301717 塚 正博
301753 秦泉寺伸史
403459 安藤 崇明
403545 渡部 弘之
403573 種本 晴行
403582 原山 洋一
403606 堀川 智裕
403632 井上 成徳
403686 佐藤 立児
403750 山川 秀
403787 原島 洋
403794 米倉 洋
403824 伊藤 博直
403850 岩本 啓
403914 鈴木 健一
403961 田邉 正明
408615 神馬 豪
408645 辻 高志
408679 余島 哲志
408723 千葉慎太郎
408732 加藤 正樹
408780 石塚 啓
408792 鳥澤 正則
408806 北内 直人
408861 嶋 航
408900 黒澤 慶一
408960 坂野 英明
409013 吉規 寿郎
403638 坂崎 好邦
403722 鉢木英二郎
403777 荒木 毅
403790 滝沢 重雄
403813 坂本 芳則
403844 森 義量
403870 平安山良隆
403931 陣内 充則
408602 大瀧慎太郎
408640 植田 收
408677 島崎 義之
408691 峯田茶百良
408730 二村 康彦
408743 植田 佳明
408787 村松 直人
408800 藤 龍司
408846 田澤 真史
408898 金子 晃士
408901 相見伸之介
408977 進藤 数馬

平成二十八年熊本地震

災害名	地域	指定の期間
	熊本県	平成二十八年四月十四日から平成二十八年八月九日まで
	大分県	

経済産業大臣　林　幹雄

○国土交通省告示第七百二十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年五月十日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

栄の沢二号川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線、標柱四号と五号を平成二十七年国土交通省告示第千六十号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱五号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道勇払郡安平町早来栄町

一三七番　一号及び十三号
一三三番六六　二号
一三三番六八　三号
一五七番一　四号から七号まで
一六九番　八号
一七〇番　九号から十一号まで
一五六番　十二号

○経済産業省告示第百四十七号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、平成二十八年経済産業省告示第百三十号（中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件）を次のように改正する。

平成二十八年五月十日

経済産業大臣　林　幹雄

○国土交通省告示第七百二十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年五月十日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

栄の沢二号川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線、標柱四号と五号を平成二十七年国土交通省告示第千六十号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱五号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道勇払郡安平町早来栄町

一三七番　一号及び十三号
一三三番六六　二号
一三三番六八　三号
一五七番一　四号から七号まで
一六九番　八号
一七〇番　九号から十一号まで
一五六番　十二号

(二)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

六線川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道富良野市

二一三六番一　一号から五号まで及び十三号から十五号まで

二一三九番　六号
二一四〇番二　七号及び八号
二一四〇番一　九号から十二号まで

三　(一)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線、標柱六号と七号を北海道利尻郡利尻町利尻国有林一〇八林班の境界線に沿って結んだ線、標柱七号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道利尻郡利尻町仙法志

字元村　一四四番　一号及び二号
二一三四番　三号
二一三三番　四号及び五号
二四三番　六号から八号まで
二四五番　十二号及び十三号
字御崎　二七三番　九号
二六五番　十号及び十一号

○国土交通省告示第七百三十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年五月十日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

深沢川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線（標柱一号と二号、標柱四号と五号及び標柱六号と七号については、昭和二十八年建設省告示第千三百七十号で指定した深沢川に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線並びに標柱七号と八号、標柱十号と十一号及び標柱十四号と十五号については、普通河川三内川の河川敷の境界線に沿って結んだ線）及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

東京都あきる野市舘谷

字天神林　二四五番七　一号及び十三号から十五号まで
二四四番五　二号から四号まで
二四六番四　五号及び六号
二四九番二　七号から十二号まで

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

十二天沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

東京都西多摩郡奥多摩町氷川

字不老　二二四〇番　一号、二号及び十一号
二二一七番　三号
二二一九番　四号から七号まで
二二三九番　八号から十号まで

○国土交通省告示第七百三十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年五月十日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

姥沢

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

群馬県桐生市梅田町一丁目

字小谷入　四三九番二　一号
甲四四四番　二号
四四六番　三号
甲二一四番　四号
二一五番　五号
二一六番　六号
二一九番　七号から九号まで
四四九番　十五号
四五〇番二　十六号
字城ノ前　二三二番　十号及び十一号
二三一番　十二号
二二七番　十三号及び十四号